



2025年6月23日

各位

会社名 株式会社コンフィデンス・インターワークス
代表者名 代表取締役社長 澤岬 宣之
(コード番号: 7374 東証グロース)
問合せ先 取締役 管理管掌 永井 晃司
(TEL. 03-5312-7700)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1)	処分期日	2025年7月16日
(2)	処分する株式の種類および数	当社普通株式 75,000株
(3)	処分価額	1株につき1,554円
(4)	処分価額の総額	116,550,000円
(5)	割当予定先	当社の取締役（社外取締役を除く。） 4名 75,000株
(6)	その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出する予定です。

2. 処分の目的および理由

当社は、2025年5月20日付の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除く、以下「対象取締役」という。）を対象に、当社の持続的な企業価値増大への貢献意欲を従来以上に高め、対象取締役と株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決定し、また、2025年6月23日開催の第11回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、連続する5事業年度につき150,000千円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を株式の交付日から当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位を退任又は退職するまでの期間とすることにつき、ご承認をいただいております。また、本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、対象取締役について連続する5事業年度につき100,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とすることにつき、ご承認をいただいております。

当社は、本制度の目的、当社の業況、各付与対象者の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役における更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権合計116,550,000円（以下「本金銭報酬債権」という。）、普通株式75,000株を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である当社の取締役4名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。))について割当を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と付与対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)の概要は、下記3.のとおりです。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2025年7月16日(以下「本処分期日」という。)から2030年7月15日以降で当社の取締役、執行役、使用人その他これらに準ずる地位のいずれも喪失する日まで本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

② 譲渡制限の解除

本処分期日から2030年7月15日までの期間(以下、「役務提供期間」という。)、継続して当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点(ただし、対象取締役が死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により退任した場合には、当該退任の日と2026年7月1日のいずれか遅い日の時点)をもって、当該時点において対象取締役(ただし、対象取締役が死亡により退任した場合は対象取締役の相続人)が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除する。

③ 役務提供期間および譲渡制限期間中の退任等の取扱い

付与対象者が、役務提供期間および譲渡制限期間中に当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合(ただし、退任又は退職と同時に取締役、執行役、執行役員又は使用人の地位のいずれかに就任または再任する場合及び死亡による退任の場合を除く。)には、当社は、付与対象者の退任又は退職の理由(自己都合、定年等正当な理由のある場合、解任される場合等)等具体的な事情に照らして、当社の取締役会の決議により以下のいずれかを実施できる。

(1) 無償取得の対象となる本割当株式に関する振替手続等を開始し、当該振替手続の完了時点をもって本割当株式の全部を無償で取得する。

(2) 付与対象者が退任もしくは退職した正当な理由があると当社の取締役会が認める場合には、当該退任もしくは退職の日と2026年7月1日のいずれか遅い日の時点をもって本割当株式の全部又は一部について譲渡制限を解除する。なお、当該譲渡制限の解除の直後の時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全てについて、振替手続等を開始し、当該振替手続の完了時点をもってその全部を無償で取得する。

④ 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理する。

⑤ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中かつ2026年7月1日以降に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が効力を生じる場合には、組織再編等効力発生日の前営業日をもって、本割当株式の全部又は一部に係る譲渡制限を解除することができる。なお、当該譲渡制限の解除の直後の時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式のすべてを、当社は当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日(2025年6月20日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,554円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上